

農林水産大臣
野村哲郎 殿

全農林労働組合
中央執行委員長 武藤公明



要 求 書

農林水産省及び所管独立行政法人に働く組合員は、収束の兆しが見えないコロナ禍にあっても、農林水産行政を円滑に遂行するために、公務・公共サービスの担い手として、国民生活を支えていくため日夜職務遂行に邁進しています。

このような中で、農林水産省は、「食料・農業・農村基本計画」に基づく各種施策、食料安全保障の強化やみどりの食料システム戦略の推進をはじめとする2023年度予算概算要求、組織・定員要求を行いました。これら持続可能な農林水産業の確立に向けた各種施策を着実に推進していくためには、必要な予算・定員の確保が重要です。特に、この間の農林水産省に特化した定員削減を改善させるためにも新規増員要求の満額確保が必要です。

また、昨年第5期中長期目標期間等がスタートした各独立行政法人については、事務・事業の推進に必要な運営費交付金や施設整備費補助金を確保することが重要です。

このような情勢の中にあって私たちは、当面する課題を整理し、下記のとおり要求事項を取りまとめました。

責職におかれては、農林水産行政の円滑な推進、公務関係労働者の生活と労働条件を維持・改善するため、下記事項の実現に向けて最善を尽くされるよう要求します。

記

1 2023年度予算、組織・定員等について

1. 「食料・農業・農村基本計画」に基づく農林水産行政の円滑な推進に向け、必要な2023年度農林水産予算概算要求を満額確保すること。
2. 農林水産行政の円滑な遂行に必要な2023年度組織・定員要求を満額確保すること。
特に、増加する定年退職者数に見合う定員を確実に確保すること。
3. 所管独立行政法人の事務・事業の推進と使命達成、組合員の雇用・労働条件の

確保に必要な運営費交付金、施設整備費補助金を要求どおり満額確保すること。
特に、農研機構におけるフルタイム再雇用に必要な人件費、各法人の非常勤職員等の一時金の支給及び諸手当、諸休暇制度の有給化に必要な雇用経費を別枠で確保すること。

II 農林水産業政策の拡充・強化について

1. 「食料・農業・農村基本法」の見直し論議及び新たな農林水産業政策の展開にあたっては、食料自給率の向上、食の安全性確保、森林・水産資源の適切な管理、幅広い担い手の育成や経営体に対する安定対策の充実・強化など、持続可能な農林水産業と農山漁村の確立に向け、生産現場の声を踏まえて対応すること。
2. 経済連携協定や自由貿易協定の締結に対しては、世界各国が共生・共存できる農産物貿易ルールを確立し、国内農林水産業や地域社会、国民生活に影響を及ぼさないことを基本に対応すること。

III 農林水産省設置法改正に伴う附帯決議の遵守について

1. 本省・地方の組織体制の確立にあたっては、衆参農林水産委員会で採択された組織再編に伴う附帯決議を踏まえ、農林水産施策を着実・継続的に推進できる組織体制を確立するため、地方組織に偏重した定員削減を行わないこと。
2. 地方農政局及び北海道農政事務所、県域・地域拠点については、農政改革の現場段階での推進や輸出力強化などの新たな課題への対応等、現場と農政を結ぶ機能の充実・強化を図るために必要な定員・予算を確保すること。
3. 地方農政局及び北海道農政事務所、県域・地域拠点における技術の継承と人材育成を図るため、新規採用者・社会人採用者を含む若手職員及びフルタイム再任用者を全ての拠点に早急かつ確実に配置すること。

IV 級別定数改定について

2023年度の級別定数の改定にあたっては、職務内容が複雑、専門、高度化し困難性が増大している現状を踏まえ、級別標準職務表を抜本的に改善するとともに、有資格者全員が上位級に昇格できる級別定数を確保すること。

また、各職域実態や人員構成等を考慮し、職域段階や学歴による格差が生じない

ように努めること。

V 高齢者雇用施策について

1. 2023年4月1日の段階的定年引上げにあたっては、その円滑かつ安定的な実現のために必要となる定員や級別定数を確保するため、人事院及び内閣人事局に要請すること。

また、シニア職員の役降り後を含む具体的な職務付与や若年層等の職員との職務分担など、農林水産省としての具体的な検討にあたっては、前広に情報提供するとともに、労働組合と十分に交渉・協議し、合意に基づき進めること。

2. 事務・事業の円滑な遂行を実現するため、定年の段階的な引上げが完成するまでの間は、2013年の閣議決定に基づき、フルタイムを中心とする組合員の希望どおりの再任用を実現すること。

特に、地方出先機関における再任用者は、厳しい定員事情を理由に短時間勤務を余儀なくされていることから、組合員の希望どおりのフルタイム再任用を実現するため、必要な定員を確保するとともに、定員の弾力的な取扱いなどについて、労働組合との十分な交渉・協議、合意に基づいて進めること。

3. 再任用職員の給与制度については、生活関連手当の支給をはじめ、その経済的負担や定年前職員との均衡を考慮して改善するよう人事院に要請すること。

また、改正国家公務員法附則で検討事項とされた給与制度等の検討については、労働組合との交渉・協議、合意に基づき行うよう人事院に要請すること。

VI 労働条件の改善について

1. 公務職場における年間総労働時間1,800時間体制を確立するため、次の事項を実現すること。

- (1) 勤務時間管理及び超過勤務の事前命令を徹底すること。

また、超過勤務手当については全額支給すること。

- (2) 人材情報統合システムの勤怠管理を活用し、本省における勤務時間管理を厳格に行い、在庁時間の削減に向けた実効ある対策を講じること。

また、地方組織への導入にあたっては、労働組合との十分な交渉・協議、合意に基づいて進めること。

- (3) 超過勤務の上限時間の規制を完全に遵守するとともに、「他律的業務の比重の高い部署の指定」の見直しや上限規制の特例業務の厳格化を含む、より実効性のある超過勤務の縮減策を直ちに実施すること。
- (4) 「上限を超えた超過勤務の状況」に関わる整理・分析・検証等の結果も踏まえ、労働組合との交渉・協議、合意に基づき、特例業務の扱いについて必要な見直しを図ること。
- (5) 1か月当たり45時間を超え60時間以内の超過勤務に対する手当の割増率を引上げるよう人事院に要請すること。

2. ライフステージに応じ、社会的要請に応える休暇・休業制度の拡充などについて、次の事項を実現すること。

- (1) 夏季休暇の日数を増やすこと。
また、夏季（7月から9月）に繁忙期となる職場においては、取得が困難な状況を踏まえ、取得時期について弾力的な対応が可能となるよう人事院に要請すること。
- (2) リフレッシュ休暇を新設すること。
- (3) 産前休暇を8週間、産後休暇を10週間に延長すること。
また、妊娠障害休暇を新設すること。
- (4) 新設された出生サポート休暇について、休暇を取得しやすい職場環境の整備を図ること。
また、プライバシーの配慮を徹底すること。
- (5) 育児や介護に関わる両立支援制度の円滑な運用を図るとともに、育児短時間勤務、育児時間等について、子の年齢要件等取得要件を緩和し、その在り方を改善するよう人事院に要請すること。
また、子の看護休暇を10日に拡大するよう人事院に要請すること。
- (6) 必要な休暇・休業制度が、非常勤職員を含め、男女ともにより活用できるよう、制度の改善や環境整備に努めること。
特に、家族介護を理由とした離職を防止するため、介護休業制度を整備するよう人事院に要請すること。
- (7) 休暇の取得手続きについて、公務員の休暇権をより明確にする形で抜本的に改善すること。

3. 勤務時間制度等の見直しについて、次の事項を実現すること。

- (1) 公務における本格的な短時間勤務制度の導入に向けて、人事院に要請すること。
- (2) テレワークをはじめとする「柔軟な働き方」の推進にあたっては、職場環境や職務内容が極めて多岐に亘っていることを踏まえ、柔軟な対応を図ること。
また、テレワークに不可欠なツールとなるテレワーク用PCやネットワーク等の環境整備を図ること。
- (3) 職員が在宅勤務を行うにあたって、機器や光熱費等の経費に関する課題もあることから、「在宅勤務手当」の導入を検討するよう人事院に要請すること。
- (4) 農林水産省の各職場において、「勤務間インターバル」を確保すること。
また、導入にあたっては、国内外の事例・基準等を十分に研究し措置すること。

4. 人事異動にあたっては、組合員の希望を尊重するとともに、理解と納得の上で行うこと。

5. 年次有給休暇や夏季休暇の取得状況を検証し、計画的に取得できる職場環境を整備すること。

特に、年間5日以上取得できない実態について状況把握や要因分析及び検証を行うとともに、取得促進に向け職場環境を整備すること。

6. 官用車出張における勤務時間管理や手当等について、次の事項を改善すること。

(1) 移動時間が勤務時間外におよぶ場合、共に業務を行っている同乗者についても超過勤務の対象として取り扱うこと。

また、土日勤務時の官用車出張における同乗者の移動時間について、運転手同様、勤務時間とみなすこと。

(2) 長距離運転が常態化している地方出先機関においては、現場実態を踏まえた官用車の機能向上などの安全対策を強化すること。

また、自主運転手当を制度化するよう人事院に要請すること。

7. 4月の人事異動期は引越業者との契約が非常に困難な実態にあることから、転居を伴う異動者に対しては内示等を早期に行うこと。

また、移転料の実費支給にあたっては、事前の見積もり依頼の困難性等を踏ま

え、実情に応じた弾力的な運用を図ること。

8. 通勤手当については、人事異動が広域化している状況を踏まえ、新幹線料金等を全額支給するとともに、新幹線通勤手当に関する権衡職員の規定を緩和するよう人事院に要請すること。

また、交通用具使用者の通勤手当について、消費増税分を考慮し増額するよう人事院に要請すること。

9. 単身赴任手当については、採用時に単身赴任となる場合においても支給対象となるよう人事院に対し要請すること。

10. 公務職場における障害者雇用について、引き続き、法定雇用率の達成を遵守するとともに、雇用される障害者が、無理なく、かつ安定的に働くことができるよう、障害者に寄り添った職場環境の整備を行うこと。

また、職員に対し、障害者に対する理解を促進するための研修等を実施し、障害者・健常者が共に働きやすい職場環境を構築すること。

VII 新型コロナウイルス感染症について

1. 今後の感染状況等の推移を注視し職員の感染防止、健康確保のため、労働組合との交渉・協議を踏まえて、適宜、必要な措置を講じること。

2. コロナ禍における業務運営にあたっては、日常的な職員とのコミュニケーションを通じて、管理職が業務の分担状況や進捗状況を的確に把握し、きめ細かな工程管理を行うとともに、業務調整や応援体制の構築を図るなど、円滑な業務遂行に向けて必要な対策を行うこと。

VIII 非常勤職員等の制度及び待遇改善について

非常勤職員制度等の抜本的改善をめざし、同一労働同一賃金をはじめとする均等待遇の原則を一層推進するとともに、国に採用される当該職員の給与水準等の統一性・公平性の確保を図るため、次の事項を実現すること。

1. 非常勤職員を法律上明確に位置付け、勤務条件等について常勤職員に適用している法令、規則等を適用するよう、人事院へ要請すること。

2. 「非常勤職員給与決定指針」を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に相当する給与

の予算の確保など必要な措置を講じること。

また、非常勤職員の給与改定について、政府全体として統一的に対応することとし、常勤職員と同様に措置すること。

3. 期間業務職員制度について、当該職員の雇用の安定と待遇の改善となるよう、適切な運用に努め、必要な改善措置を講じること。
4. 出生サポート休暇、育児休業、介護休暇など、非常勤職員の両立支援に関わる新たな制度について、当該職員への周知を図るとともに、その運用状況を検証するなどして、必要な改善指導等を行うこと。
5. 非常勤職員の休暇については、さらなる常勤職員との均衡・権衡等に向けて、無給休暇の有給化の拡大等、制度改善を図るよう人事院に要請すること。

IX 女性公務員の労働権確立について

1. 公務における女性の労働権確立を人事行政の重要課題と位置付け、積極的に取り組むこと。
2. 「農林水産省女性活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」における目標達成に向け、使用者として必要な取組を着実に実施すること。
3. 第5次男女共同参画基本計画のもと、女性の採用・登用・職域拡大を図るとともに、メンター制度の実効性を確保すること。

X 福利厚生施策等について

1. 公務員の福利厚生を勤務条件の重要事項と位置付け、職員のニーズ及び民間の福利厚生の正確な実態把握に基づき、その抜本的な改善・充実を図ること。
2. 「国家公務員健康増進等基本計画」の着実な実施を図るため、実施体制を確立し使用者としての責任を明確にして積極的に対応すること。
3. 心の健康づくりについては、引き続きストレス原因の追究と管理職員の意識改革に努めることとし、カウンセリングや「試し出勤」など復職支援施策を着実に実施すること。

また、勤務条件や職場環境の改善など総合的に取り組むとともに、ストレスチ

ェックや「農林水産省職員の心の健康づくりのための指針」等に基づく施策の着実な推進を図ること。

4. 2023年度の予算編成にあたっては、健康診断の充実など、職員の福利厚生施策の改善に必要な予算を確保すること。
5. 福利厚生の重要施策であるレクリエーションについて、予算及び事業が休止されている実態を重く受け止め、その理念の再構築と予算確保や事業の復活に努めること。
6. ハラスメントの防止については、一層有効な対策を着実に推進すること。
特に、パワー・ハラスメントについては、人事院規則10-16に基づいた取組を着実に行うとともに、再発防止策を徹底し、職場から根絶すること。
また、相談員の専門性の向上や相談員が適切に対応できる体制整備に向けて、必要な対策を講じること。

XI 人事評価制度について

1. 人事評価制度が、円滑かつ公正に運用されるよう、引き続き制度の周知や評価者訓練の徹底等に努めること。
特に、本年10月から実施された評語区分の見直しについて、評価結果の活用を含め職員への周知を徹底すること。
2. 期首・期末面談だけでなく、評価期間を通して、被評価者への指導・助言を丁寧に行うとともに、日常においてもコミュニケーションを図ること。
また、評価者自身の目標に基づく業務運営等により、被評価者の労働条件に支障を生じさせないこと。
3. 4原則2要件が具備された人事評価制度を確立するため、評価結果の全面開示及び苦情処理に対する労働組合の関与について、引き続き検討を行うこと。

XII 公務員制度改革について

ILO勧告に則り、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度を確立するため、国家公務員制度改革関連四法案（2011年6月3日国会提出）における措置について、国家公務員法等改正法案の附帯決議（2014年3月12日衆議院内閣委員会及び同年4月10日参議院内閣委員会）に基づき、労働組合との合意により実現

すること。

XIII 労使関係について

1. 明るく働きがいのある民主的な職場を確立すること。
2. 各級段階の交渉において、2010年4月に整理した「交渉における対象事項、予備交渉の今後の対応について」に基づき、誠意ある対応を行うこと。

以 上